

第75号（令和3年7月21日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財政課】 3

[規則]

- △ 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】 4
- △ 横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則【健康福祉局医療安全課】 6
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】 8

[告示]

- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 18
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 19
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 20
- △ 環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）の一部改正【環境創造局環境管理課】 21
- △ 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】 22
- △ 土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】 23
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 24
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 25
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 27
- △ 横浜市学校給食費の収納事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】 28

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 29
- △ 同 【経済局商業振興課】 31
- △ 同 【経済局商業振興課】 33
- △ 同 【経済局商業振興課】 35
- △ 同 【経済局商業振興課】 37
- △ 同 【経済局商業振興課】 39
- △ 同 【経済局商業振興課】 41
- △ 配慮市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 43
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 44
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 45
- △ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】 46
- △ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】 47
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 48
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 49
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】 50

△ マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可【建築局住宅再生課】	51
△ 建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築企画課】	52
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	53
△ 同【建築局調整区域課】	54
△ 同【建築局調整区域課】	55
△ 同【建築局調整区域課】	56
△ 同【建築局調整区域課】	57
△ 同【建築局調整区域課】	58
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	59
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	60
△ 同【建築局建築指導課】	61
[達]	
△ 横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局医療安全課】	62
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	64
△ 同【南区地域振興課】	65
△ 同【旭区地域振興課】	66
△ 同【旭区地域振興課】	67
△ 同【旭区地域振興課】	68
△ 地縁による団体の認可【磯子区地域振興課】	69
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【磯子区地域振興課】	70
[水道局]	
△ 横浜市水道局契約規程の一部を改正する規程【経理課】	72
[交通局]	
△ 公印の新調【総務課】	73
[教育委員会]	
△ 個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額【教育施設課】	74
[職員共済組合]	
△ 令和2年度横浜市職員共済組合決算【職員共済課】	89

横 浜 市 告 示 第 454 号

環 境 へ の 負 荷 の 低 減 に 関 す る 指 針 （ 事 業 所 の 配 慮 す べ き 事 項 ） の 一 部 改 正

環 境 へ の 負 荷 の 低 減 に 関 す る 指 針 （ 事 業 所 の 配 慮 す べ き 事 項 ） （ 平 成 15 年 3 月 横 浜 市 告 示 第 89 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 3 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

10 を 11 と し 、 6 か ら 9 ま で を 1 ず つ 繰 り 下 げ 、 5 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

6 プラスチックの流出防止

公 共 用 水 域 に プ ラ ス チ ッ ク が 流 出 す る こ と に よ る 汚 染 を 防 止 す る た め 、 樹 脂 ペ レ ッ ト を 使 用 等 す る 場 合 に あ っ て は 、 次 に よ り 環 境 中 に 樹 脂 ペ レ ッ ト が 漏 出 す る こ と の な い よ う に す る こ と 。

(1) 管理体制の整備

樹 脂 ペ レ ッ ト の 取 扱 い に 関 す る 作 業 管 理 マ ニ ュ ア ル を 策 定 し 、 そ の 内 容 に 基 づ き 従 業 員 等 に 対 し 教 育 を 行 う と と も に 、 マ ニ ュ ア ル の 周 知 徹 底 を 図 る こ と 。

(2) こぼれ対策及び清掃等の徹底

作 業 に 伴 い 樹 脂 ペ レ ッ ト が こ ぼ れ る こ と の な い よ う 、 使 い 残 し た 樹 脂 ペ レ ッ ト を 保 管 す る 際 に は 容 器 又 は 包 装 の 口 を 塞 ぐ 等 、 注 意 し て 作 業 を 行 う こ と 。

ま た 、 樹 脂 ペ レ ッ ト が こ ぼ れ た 場 合 に は 、 速 や か に 清 掃 及 び 捕 集 を 行 い 、 樹 脂 ペ レ ッ ト を 回 収 す る こ と 。

(3) 委託処理時の対応

外 部 事 業 者 に 処 理 を 委 託 す る 場 合 に は 、 袋 の 破 損 等 に よ り 樹 脂 ペ レ ッ ト が 漏 出 す る こ と の な い よ う 、 適 切 な 取 扱 方 法 に つ い て 取 決 め を 行 う こ と 。

(4) 捕集設備の設置

こ ぼ れ た 樹 脂 ペ レ ッ ト が 外 部 に 漏 出 す る お そ れ の あ る 排 出 溝 及 び ピ ッ ト に は 、 網 状 の ス ク リ ー ン 等 の 適 切 な 捕 集 設 備 を 設 け る こ と 。